

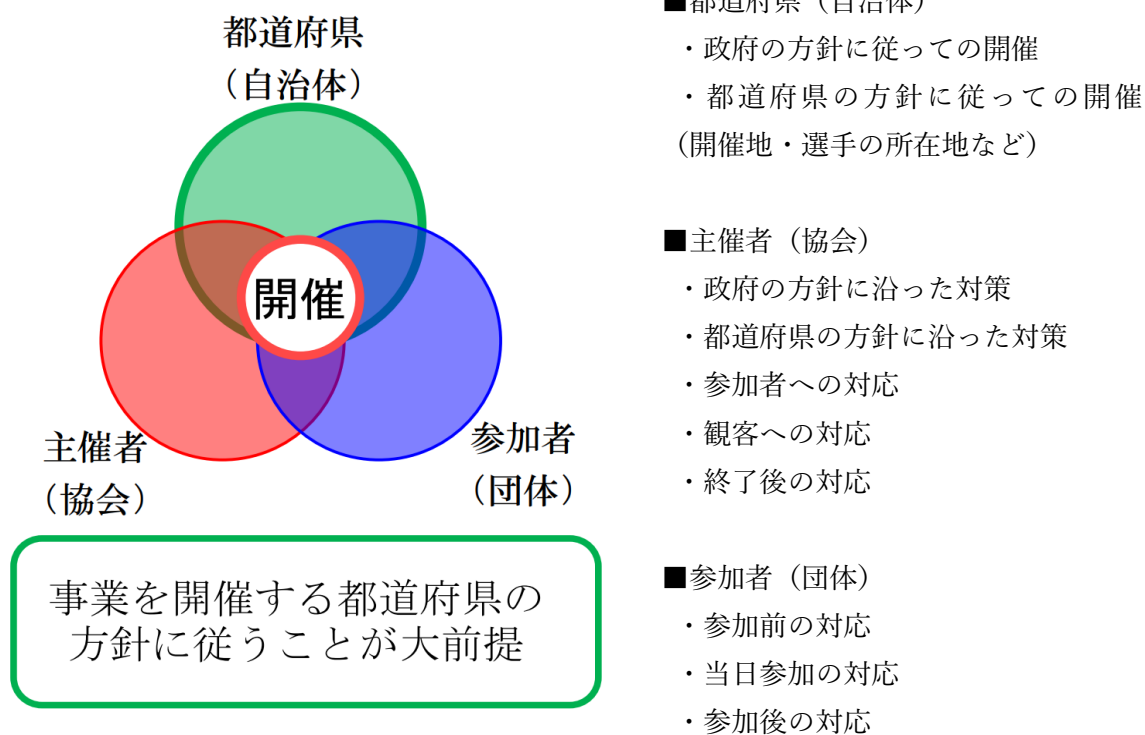
2020年6月11日  
福井県マーチングバンド協会  
福井県バトン協会

## マーチングバンド・バトントワーリングにおける 感染拡大防止ガイドライン

本ガイドラインは、政府から示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（2020年5月14日）、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月14日）を踏まえ、マーチングバンド・バトントワーリングにおける事業開催にあたっての基準や感染防止のための留意点をまとめたものです。なお、本ガイドラインは、現段階で得られている政府および公益財団法人日本スポーツ協会等の示された内容に基づき作成しています。今後の開示内容を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることにご留意をお願いします。

### 1. 事業開催にあたっての基本的な考え方

感染拡大予防を行いながら事業を開催する際には、以下の3つにおいて、それぞれの条件を満たし実施することが必要となります。



## 2. 緊急事態宣言の3区域の基本的な考え方

(1) 特定警戒都道府県 すべての事業について、中止または延期する。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県

すべての事業について、中止または延期する。

ただし、以下のすべての条件を満たした場合に限り開催をすることができる。

- ・ 比較的少人数が参加する事業の場合
- ・ 都道府県知事が開催制限の解除等の対応がある場合
- ・ 都道府県知事からの条件を満たしている場合
- ・ 適切な感染防止対策を行う場合

(3) 緊急事態宣言の対象区域外の都道府県

すべての事業について、原則開催の3カ月前に中止または延期について検討し、速やかに参加者に報告する。

当面の間、開催をする場合は以下のすべての条件を満たした上で開催をする。

- ・ 都道府県知事が開催制限の解除等の対応がある場合
- ・ 都道府県知事からの条件を満たしている場合
- ・ 適切な感染防止対策を行う場合

緊急事態宣言		緊急事態宣言解除
(1) 特定警戒都道府県	(2) 特定警戒都道府県 以外	(3) 対象区域外の都道府県
中止または延期		開催の検討
		<開催をする場合> ・都道府県からの開催制限解除 ・都道府県からの条件を満たす ・感染防止対策 ※(2)においては、比較的少人数が参加する事業に限る

### 3. 主催者（協会）の感染予防対策【役員・係員】

#### （1）運営上の感染予防対策

- ①密閉空間にならないように換気を行う
- ②人の密集している空間にならないように、人と人の間隔を確保する（2 mを目安）
- ③近距離での会話や発声が行われないように、人と人の間隔を確保する（2 mを目安）
- ④入場者の制限や誘導を行い、手指の消毒設備の設置を行う
- ⑤受付時に「役員・係員チェックシート」を配布し、内容に基づき確認を行い、状況によっては、発熱者（おおむね 37 度 5 分以上）を体温計などで特定し入場を制限することも考え対応を行う
- ⑥「役員・係員チェックシート」について、個人情報の取扱いに十分注意しながら全ての参加者の情報の保存期間（少なくとも 1 カ月以上）を定め保管管理を行う
- ⑦参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行う
- ⑧主催者として、感染予防対策が厳守されているか確認を行う
- ⑨終了後に感染したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応について、開催自治体の衛生部局等の報告先をあらかじめ確認を行う

#### （2）当日までの感染予防対策

- ①政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触を行わないこと
- ②マスクの着用やこまめな手洗いまたは手指消毒などの感染予防対策を行うこと
- ③以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること
  - ・体調がよくない場合（例：発熱（おおむね 37 度 5 分以上）・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われた方がいる場合
  - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

#### （3）当日の感染予防対策

- ①過去 14 日以内及び当日の体調について「役員・係員チェックシート」を提出し、感染の可能性がある場合は自主的に参加を見合わせる（※役員・係員チェックシート参照）
- ②大声での発声を行わない
- ③入場時には必ず手指の消毒を行う
- ④マスクを必ず着用する

- ⑤文具および用度品の共用は行わない
- ⑥参加者のバトン等、直接触れることのないよう配慮し対策する
- ⑦飲食は指定場所で行い、対面を避ける

(4) 終了後の感染予防対策

- ①事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に速やかに濃厚接触者の有無等について報告をすること

#### 4. 参加者（団体）の感染予防対策【参加者・選手・引率者】

##### （1）当日までの感染予防対策

- ①政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触を行わないこと
- ②マスクの着用やこまめな手洗いまたは手指消毒などの感染予防対策を行うこと
- ③以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること
  - ・体調がよくない場合（例：発熱（おおむね 37 度 5 分以上）・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われた方がいる場合 ・過去 1 4 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航 または当該在住者との濃厚接触がある場合

##### （2）当日の感染予防対策

- ①過去 1 4 日以内及び当日の体調について「参加者チェックシート」を提出し、感染の可能性のある場合は自主的に参加を見合わせる（※参加者チェックシート照）
- ②大声での発声で会話、応援等をしないこと
- ③入場時には必ず手洗いまたは手指消毒を行い、こまめな洗浄・消毒を行うこと
- ④受付、着替え、表彰式等の競技を行っていない間はマスクを着用すること
- ⑤以下のものについては各個人で準備し共用をしないこと 飲食物・タオル・シューズ・衣装・文具・各個人で使用するもの
- ⑥飲食は指定場所で行い、対面を避ける

##### （3）終了後の感染予防対策

- ①事業終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に速やかに濃厚接触者の有無等について報告をすること